

27 西 審 使 第 9 号
平成 27 年 8 月 7 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市手数料の適正化について（答申）

平成27年7月30日付27西企企第125号にて諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

通知カードの再交付手数料、個人番号カードの再交付手数料を別紙のとおり新設することが妥当である。

(別紙)

通知カードの再交付手数料、個人番号カードの再交付手数料

1 手数料

事項	単位	金額	摘要
通知カードの再交付	1 件	500 円	ただし、追記欄の余白がなくなった場合の再交付、個人番号若しくは住民票コードの変更による返納後の再交付又は国外転出による返納後の再交付その他市長が特別な理由があると認める再交付を除く。
個人番号カードの再交付	1 件	800 円	ただし、追記欄の余白がなくなった場合の再交付、個人番号若しくは住民票コードの変更による返納後の再交付又は国外転出による返納後の再交付その他市長が特別な理由があると認める再交付を除く。

2 条例施行予定日

平成 28 年 1 月 1 日